

2021年12月7日

各位

小野薬品健康保険組合

【健康保険】傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう健康保険法等が改正されました。この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されることになりましたので、お知らせします。

<傷病手当金とは>

傷病手当金とは、病気やけがで休業している間の所得を保障し、職場復帰を支援するための給付金です。働けなくなった日の4日目からおおよそ給与の3分の2に相当する額（法定給付）と、給与の20%に相当する額（当組合独自の付加給付）をあわせて支給します。

支給期間につきましては、現在は「支給開始日から数えて最大で1年6ヶ月」となっていますが、法改正により、令和4年1月からは、「通算して1年6ヶ月の日数分」が支給されるようになります。

なお、現在支給中の方も12月末時点で1年6ヶ月に達していなければ、1月以降、残りの日数分を支給します。

詳しくは次ページもご参照ください。

本件に関するお問い合わせは健保組合 (azac@ono.co.jp) までメールでお願いします。

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給
		← 1年6か月 →			

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	支給
		通算1年6か月			

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

★付加給付（当組合独自の給付）についても通算化されます。